

平成23年第5回臨時会 壱岐市議会 会議録(第1日)

議事日程(第1号)

平成23年11月22日 午前10時00分開会(議)

日程第1	会議録署名議員の指名	12番 中村出征雄 13番 鵜瀬 和博
日程第2	会期の決定	1日限り
日程第3	議案第80号 壱岐市職員の給与に関する条例等の一部改正について	総務部長 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第4	議案第81号 平成23年度壱岐市一般会計補正予算(第7号)	財政課長、企画振興部長 説明、質疑 委員会付託省略、可決

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員(20名)

1番 久保田恒憲君	2番 呼子 好君
3番 音嶋 正吾君	4番 町田 光浩君
5番 小金丸益明君	6番 深見 義輝君
7番 町田 正一君	8番 今西 菊乃君
9番 市山 和幸君	10番 田原 輝男君
11番 豊坂 敏文君	12番 中村出征雄君
13番 鵜瀬 和博君	14番 榊原 伸君
15番 久間 進君	16番 大久保洪昭君
17番 瀬戸口和幸君	18番 牧永 護君
19番 中田 恭一君	20番 市山 繁君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

### 事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 米村 和久君  
事務局係長 吉井 弘二君 事務局書記 村部 茂君

### 説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長兼病院部長	久田 賢一君
総務部長	堤 賢治君	企画振興部長	浦 哲郎君
市民部長	山内 達君	保健環境部長	山口 壽美君
建設部長	後藤 満雄君	農林水産部長	榊崎 文雄君
教育総務課長	小嶋 光博君	消防本部消防長	松本 力君
総務課長	久間 博喜君	財政課長	川原 裕喜君
病院管理課長	左野 健治君	会計管理者	宇野木眞智子君

午前10時00分開会

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

ただいまから、平成23年第5回壱岐市議会臨時会を開会いたします。

これから、議事日程表（第1号）により本日の会議を開きます。

・ ・

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（市山 繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、12番、中村出征雄議員及び13番、鵜瀬和博議員を指名いたします。

・ ・

#### 日程第2．会期の決定

議長（市山 繁君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

ここで、市長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） おはようございます。本日ここに、平成23年第5回市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、10月から11月にかけて、市内の至るところでさまざまなイベント、祭り、行事等が行われておりまして、まさに、壱岐市が活気に満ちあふれている時期でございます。こうした模様を壱岐市ケーブルテレビが取材を行い、放送を行っているところでございますが、市民皆様からも、今まで知らなかった行事、ここではこうしたことが行われていたのかなど知ることができ、非常に新鮮でよかったなどの声をいただいております。今後も、市民皆様には御視聴いただきますとともに、市民皆様のケーブルテレビとして、壱岐市ケーブルテレビを育てていただきますようお願いを申し上げます。

さて、本臨時会において御審議をお願いいたします議案は、議案第80号壱岐市職員の給与に関する条例等の一部改正について及び議案第81号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）の2件でございます。

議案第80号につきましては、人事院の国家公務員の給与等に関する勧告等により、国家公務員の俸給の引き下げなどの勧告が行われておりまして、長崎県及び県下各市の取り扱いの状況も考慮いたしまして、本市においても所要の改正を行うものでございます。

月例給を職員全体で0.23%引き下げを行おうとするもので、減額予算につきましては12月市議会定例会に提出させていただきますので、あらかじめ御了承くださいますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせます。

また、一般会計補正予算（第7号）につきましては、国民宿舎壱岐島荘の改修工事の増額について今回計上し、御審議いただくことといたしております。リニューアル工事内容を精査していく中で、増額変更することになっているものでございます。

詳細につきましては、担当部長に説明をさせます。

国民宿舎壱岐島荘は、これまで本市の振興、発展に大きく寄与しているものでありまして、今回のリニューアルにより、今後さらにその役目も大きくなるものと確信をしております。こうしたことから、御審議をいただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

### 日程第3．議案第80号

議長（市山 繁君） 日程第3、議案第80号壱岐市職員の給与に関する条例等の一部改正に

ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本日の議案につきましては、担当部長に説明をさせますので、よろしく  
お願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 堤総務部長。

〔総務部長（堤 賢治君） 登壇〕

総務部長（堤 賢治君） 議案第 80 号について御説明を申し上げます。

壱岐市職員の給与に関する条例等の一部改正について。

壱岐市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出で  
ございます。

提案理由でございますが、平成 23 年の人事院の国家公務員の給与等に関する勧告及び長崎県  
人事委員会の長崎県職員の給与等に関する勧告に基づく長崎県の職員の給与に関する取り扱いの  
状況等を踏まえまして、本市職員の給与について所要の改正を行おうとするものでございます。

具体的には、壱岐市職員の給与月額及び今年度支給済みの給与改定差額相当分を 12 月期末手  
当で調整を行うため、所要の改正を行うものでございます。

市長が冒頭申し上げましたように、減額予算につきましては 12 月市議会定例会に提出をさせ  
ていただきますので、よろしくお願いいたします。ちなみに、全会計で 692 万 8,000 円の  
減となります。

この議案第 80 号は、別冊議案関係資料 1、1 ページ、「壱岐市職員の給与に関する条例の一  
部を改正する条例」、2 ページ、「壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」、この  
2 本の条例を改正する条例でございます。なお、資料に下線を付しておりますが、下線箇所が改  
正しようとする箇所でございます。

それでは、議案書のほうで説明をさせていただきます。

壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の第 1 条は、壱岐市職員の給与に関する  
条例の一部改正で、第 1 条の中の「別表第 1 から別表第 3 まで、別表第 4 中医療職給料表（2）  
の部から医療職給料表（4）の部まで及び別表第 6 を次のように改める。」とありますのは、壱  
岐市職員のうち、医療職給料表（1）適用の病院の医師を除くすべての職員の給料表を改めよう  
とするものでございます。その給料表の改定については別添のとおりでございまして、平均の改  
定率はマイナスの 0.23%でございます。

第 2 条は、壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正で、減給補償の該

当者につきましても引き下げて、今まで100分の99.59でありましたのを100分の99.1を乗じて得た額としようとするものでございます。

第3条につきましては、一般職、すなわち壱岐市職員の給与に関する条例の改正を踏まえまして、特定任期つき職員の給料表を改定するため、壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を改正しようとするものでございます。

特定任期つき職員についての改正部分は、人事院勧告により4号給、壱岐市の場合は管理官、これは部長職でございますけれども、そのところのみ減額改定をしようとするものでございます。

次に附則でございますが、別表第1項施行期日につきましては、この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。すなわち、平成23年12月1日から施行をする予定で進めております。これは、県下13市8町も同じ取り扱いで進められております。

それから第2項では、平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置として、12月の期末手当で、4月から11月までに支払い済みの給与について減額調整するというものでございます。

第3項では、前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めようというものでございます。

以上で、議案第80号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

〔総務部長（堤 賢治君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これから、議案第80号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） これ、何回かこういうふうな、国、県の職員の減額に伴ってこういう形の条例が出されるんですが、市長、まあ、市長は政策的判断と言い、職員の給料を5%カットされておりますが、これと、国が公務員、まあ、国は今のところ公務員給料のカットしてないわけですが、国、県の職員がそれに準じて、法律で決められた分がそっくりそのまま壱岐市の職員の給料表にこうやって反映されるわけですが、市長は政策判断として職員の給料を、壱岐市の場合は、特に今は、もう地方公務員のほうが国の職員よりもはるかに給料減額幅っていうのは大きいわけですね。これやったら、市長のその政策判断と、この国、県の給料表の改定の整合性というのが、私どうもわからないんですよ。そこのところ、ちょっと説明していただけますか。

議長（市山 繁君） 白川市長。

市長（白川 博一君） ただいまの町田議員の御質問にお答えいたします。

公務員の給料というのは、御存じのように、いわゆる争議権がないというようなこともございまして、国が人事院勧告によって、国家公務員は給料が決定をされているところでございます。

それを受けまして、地方公務員につきましてはそれぞれの自治体で、公平委員会等を持っている自治体におきましてはその国家公務員の人事院勧告を参考にして、それぞれの職員の給料を決定いたしておるところでございますが、吉崎市におきましては公平委員会がございません。したがって、国及び長崎県の人事院勧告を例にして給与を決めておるところでございます。

そういった中で、今、国でも問題になっておりますのは、御存じのように、従業員数の数の問題。どこまで、その従業員数の数の企業を対象に調査するのか、民間給与の調査をするのかといったものが、今までの問題になってまいっております。

また、今後につきましては、その地方の、その地域の賃金に応じた給与改定にすべきでないかということも、人事院の中で議論をされておるところでございます。

先ほど申されました町田議員の御質問の中で、その、国と地方の考え方ということにつきましては、地方におきましては、やはり地方の財政が厳しいということもございまして、現在、本来ではございませんけれども、職員の理解を得て、5%を、当市の場合カットいたしておるところでございます。

国につきましては、今回そういったことをしていないというようなことで、人事院勧告をしないで7.8%の減額をしようというような議論もなされているようでございます。しかしこれは、現行の法律からして適当なのかという議論が上がっているところも、皆様御承知のとおりでございます。

私の認識といたしましては、やはり、国の給料表を参考に、大前提といたしておりますけれども、それぞれの職員の給与の減額等につきましては、これは、御存じのように協議事項と申しますか、労働基準法で認められるところの待遇の変更でございますから、職員組合の理解を得て減額をしておるところでございます。

これにつきましては、それは、やはり、あくまでその自治体の首長の判断、そして職員組合の理解によるものと思っておりますので、明確な見解というのはなかなか申し上げることが難しいということで、御理解いただきたいと思っております。

議長（市山 繁君） 町田議員。

議員（7番 町田 正一君） 明確な見解は、それはもちろん難しいとは思いますが、いや、まあ、難しいわけじゃないと思うんですが、要するに、僕が聞きたいとは要するに、吉崎市の職員の給料は吉崎市独自の給料表を、もう僕はいつも、前にも言ってますけど、独自に策定すべきだというのが僕の持論ですけども、要するにそれはできるということですよ。それはできるという前提で、例えばこの長崎県内で、今、その13市8町が全部足並みそろえてこのような形でやるということであれば、吉崎市独自で、これ、けっつてもいいわけですよ。いや、吉崎市は独自で給料体系つくるから、国や県がこういう形でやったけれども、うちはもう必要ないんだ

と。まあ、民主党が政権とったときに、人事、給与表2割削減ということ、民主党もマニフェストに掲げて政権とったわけですが、まだ全然、それも全然進んでないような状況なんですけれども、吉崎市独自の給料表の策定ができるものかどうか。僕はもう議員になったときから30%カットする時代がもうすぐ来るから早目にやっつけというふうにはずっとやっていますけども。その吉崎市独自の職員給与表をつくれる、まあ、つくってる自治体があるんで、法的には、だからそれはクリアできないことはないと思うんですが、この、市長、僕はわからんのは、法的なこれで、この、まあ、人事委員会の勧告があって、国の公務員の給料が少しだけ下がったと、県もそれに合わせて下げると。ところが、吉崎市においては市長の政策判断で5%を既にカットされてるわけですよ。こういうのは、こう、何回もあるんですけども、こういうことがあるんだったら、吉崎市独自の給料表下げて、はるかに下げて、吉崎市はもうここまで下げると。もう今後必要ないと。国や県のそれに右へ倣えする必要があるのかと正直思うんですよ。

だから、市長、ちょっと、職員の給与、独自の給料表をできるものかどうか。

それと、なぜその政策的判断でカットしとるとにから、さらにこれ、人事院勧告に基づいて、足並みそろえる形で、この給料の減額はなぜこういう形で打ち出されるのか、その根拠がよくわからないと。

済いません、その2点。

議長（市山 繁君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 独自の給料表がつくれるのかどうかということでございますけれども、皆さんも御存じのように、大分県の姫島村、これは2,000名の住民の中で、あ、200、200名か、失礼しました。人数はちょっとあれしますが、公務員の数が非常に多い。それは、公務員が、いわゆる職場だという考え方からして、非常に安い給料表をつくっております。ですから、吉崎市で独自の給料表をつくるということは可能だと思っております。

2点目の、5%カットをしておるのに、さらに、足並みをそろえて0.23%下げるのかということでございますけれども、私は、先ほどから申し上げておりますように、現在、給料表は人事院勧告の給料表を採用させていただいておりますから、これは、今、そういう原則を申し上げておりますので、人事院の給料表が0.23%下がれば、給料表は人事院勧告の給料表のとおりにするということが、まず大前提でございます。

その後、職員との、0.5%下げるというのは、平成25年3月まで既に条例で決まっておりますし、それについては職員組合との合意ができておるわけですから、別の問題だと考えているところでございます。失礼しました。5%ですね。失礼しました。それは人事院勧告の給料表とは別問題だということで、御理解いただきたいと思っております。

議長（市山 繁君） 町田議員、ようございますか。

議員（7番 町田 正一君） はい。

議長（市山 繁君） ほかにございませんか。

質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第80号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 御異議なしと認めます。よって、議案第80号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、討論終わり、採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第80号吉崎市職員の給与に関する条例等の一部改正については原案のとおり可決されました。

#### 日程第4．議案第81号

議長（市山 繁君） 次に、日程第4、議案第81号平成23年度吉崎市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。川原財政課長。

〔財政課長（川原 裕喜君） 登壇〕

財政課長（川原 裕喜君） よろしく申し上げます。議案第81号平成23年度吉崎市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

平成23年度吉崎市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,072万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ237億7,048万2,000円とします。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により定めております。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」によるものでございます。本日の提出でございます。

2から3ページをお開き願います。「第1表歳入歳出予算補正」、歳入及び歳出の補正の款項の区分の補正額等については、「第1表歳入歳出予算補正」に記載の2ページから3ページのと



おりでございます。歳入歳出予算補正の内容については、事項別明細書で後ほど御説明をいたします。

4ページをお開き願います。「第2表債務負担行為補正」、1、変更、国民宿舎壱岐島荘改修工事に係る事業費変更総額2億7,420万円に対して、24年度補正前の限度額1億362万3,000円に6,131万7,000円を追加し、補正後の限度額を1億6,494万円とし、債務負担行為するものであります。

それでは、事項別明細書により、主な内要分について御説明をいたします。

8、9ページをお開き願います。まず、歳入について説明をさせていただきます。

10款地方交付税1項地方交付税、今回不足する財源につきまして、普通交付税72万円を増額補正いたしております。

18款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金3節特定目的基金である地域振興基金繰入金は、国民宿舎壱岐島荘改修事業の委託料及び工事費の充当財源として、地域振興基金により繰入金4,000万円を補正いたしております。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。歳出について説明をさせていただきます。

それでは、事項別明細書により、説明をいたします。

6款商工費1項商工費4目観光費13節委託料の32万円の補正は、国民宿舎壱岐島荘の改修工事の設計監理経費の追加分を補正いたしております。また、15節の工事請負費の4,040万円の補正につきましても、国民宿舎壱岐島荘の改修工事の追加分を補正いたしております。

次に、12、13ページに、債務負担行為の翌年度の支出予定額等に関する調書を記載しております。

今年、6月定例議会の3号補正時に説明いたしましたように、国民宿舎壱岐島荘の改修工事は、平成23年度から24年度に行う事業であります。6月時点での全体事業費が1億7,216万3,000円でありましたが、実施設計の結果、事業費の大幅な増となりまして、今回1億203万7,000円を追加し、事業費総額は2億7,420万円となっております。

翌年度支出予定額の債務負担行為限度額は、6月時点で1億362万3,000円でありましたが、今回6,131万7,000円を追加いたしまして、債務負担行為限度額が1億6,494万円となります。なお、資料2の平成23年度11月補正予算の主要事業で概要について記載をいたしておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で、平成23年度壱岐市一般会計補正予算(第7号)について説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

〔財政課長(川原 裕喜君) 降壇〕

議長（市山 繁君） これから、議案（発言する者あり）浦企画振興部長。

〔企画振興部長（浦 哲郎君） 登壇〕

企画振興部長（浦 哲郎君） 議会議案資料3によりまして、国民宿舎改修事業の計画平面図、外構、そして地下から3階までの今回の改修工事の内容を記載をいたしております。

それとあわせまして、次に1ページ分で、現在の国民宿舎、既存建物の立面図を掲載をいたしております。

まず、この立面図のほうを説明させていただきます。一枚物でございます。

右手が海側でございます。そして左手のほうが入り口の県道側でございます。現在の高さが、地下1階のところの海のほうから2.8メートルでございます。そして民家側のほうから左手でございますが、これが1階の部分になります。現在ここが駐車場等、車どめ等のところでございます。この分が1.0メートルほどございます。この分について、現在の建築基準法でも新築の場合はどうようになるかということでございます。

もし、これで中段で切り取った場合、1.2メートルを切り取った場合、高さが、海側のほうが1.8メートルになります。セットバックといしまして、がけから1.5離れて建築しなくてはならないということで、海側から2.7メートルのところになります。そして、左手のほう、県道側のほうでございますが、この分が、切り取って1.2メートルになりますので、1.5で1.8メートルということで、実質新築の場合は、ここの5メートルの敷地へ建てる面積しかないということになります。

また、現況のところでいたしましたところ、2.8メートルでございますので、これの1.5倍で4.2メートル、海側、この4.2メートル。そして、右、県道からは1.0メートルでございますので1.5メートルということで、そうすれば、今の現況ではよほど建築基準法ではクリアできないような状況になっております。

以上、建築内容と改修内容との説明を終わらせていただきます。

〔企画振興部長（浦 哲郎君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これから、議案第81号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。中田議員。

議員（19番 中田 恭一君） ちょっと今の説明のところで1点だけ。

まず、これは、建設課かどっかでかいたわけですかね。この、今もろうた一枚物の薄いやつ。立面図のほうですね。

議長（市山 繁君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 業者であります。

議長（市山 繁君） 中田議員。

議員（１９番 中田 恭一君） その、今度の改修の予算には直接は関係ないので、そう、余り言いたくないんですけども、この図面見よったら左の山側ですね、ここずっと進入路があるから、落とせば１２メートルもならんはずですよ、この設計。でしょ。進入路ずっとあるでしょ。この左側は、そして上がってまた、これをもしやるとしたとき、車に入れば、上がってまた下るわけですから、１０メートル上がって１２メートル下るわけですから、これ、進入路にとれば、こういう計算はならないと思ってんですよ。

ただ、ちょっと裏の民家が１軒ありますから、あそこのせど山の関係がちょっとあるとでしょうけども、こういうものをかく段階で、もうちょっと真剣に、こう、きちっとかいてもらわんとさあ、こう、建てたくないのを前提にかいてるふうに見えるんですよ。こっち、この図面では左はまだ低いはずですよ。こっちの左の進入路のほうから下げれば、左の１２メートルの落差というのは出てこんはずですから。全部落としていけば、右はもちろん出てきますよ。こういう仮の図面かく段階からもう少し慎重にかいてもらわんと、これがありきになってしまうものですから、だから、もう言いたくはないですけど、今のような状況になつとるわけですから。もうちょっと、この図面の計算が、もう、非常におかしいと思いますよ、僕は、この図面は。ただ今度の予算とは別ですけど、この図もこういう図面のかき方しよっても今のままじゃやれんよと僕は言いたいんですけども。進入路やなんやらあるとですから、その辺の高さの計算もちゃんとしてもらわんと、こういうのかくときは。

議長（市山 繁君） 白川市長。

市長（白川 博一君） これについては、私、早くそれをちゃんと測量してということと言い損なっておりまして、実は、急遽これつくらせたわけです。

ところで、今中田議員がおっしゃるように、私は、隣の民家の境界は普通のりじりですから、その高さで切れると思うとったわけです。ここに、点線で隣地境界線と書いてありますように、その天端の近くに、これは国調の図面ですけども、境界が頂上にありまして、それからしか切れないということで、今議員のおっしゃるような工法はとれないということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（市山 繁君） 中田議員。

議員（１９番 中田 恭一君） もうそこまでいいですけども。

民家のほうは、向こう半分なんですよ。まあ、入江さんのほうは向こうは半分しかありません。こっちは進入路ですから、位置を考えればもう少しは違うと思うんですよ。まあ、これはもう参考資料ですからいいですけども、その辺まできちとした資料を出してもらわんと、おんなじことまた二遍も三遍もすることになりますよちゅうことです。

だから、その設計士の方にももう少し平面でかけば、こっちの、昔、勝本側のほうですかね、

こっちのほうは、まだ下げようと思えば下げられるわけですよ。民家のほうは無理ですけども。もうちょっと、こういう資料を出すとき、議会に出す資料ですから、もう少しきちっとした資料を出してもらわんと1億円増えたり2億円増えたりするわけですよ。

もういいです。

議長（市山 繁君） ほかにありませんか。鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） この承認後の今後の計画についてお尋ねをいたします。

何月をめどに工事がかかるのかお尋ねをいたします。

もう一つは、今回の改修については、まず手段の1つと、通過点でしかないと思うんですね。

あとは、今後どういった形で集客をしていくかという部分が一番大事かと思うんですが、いずれ、多分指定管理で現在の開発公社あたりとの継続とはなると思うんですが、まあ、オープンまでに大体工事を10月ぐらいから1年ぐらいかかるだろうと思いますが、その間までに、その集客計画については、指定管理者となる予定の、その開発公社に任せるもんか、市が一緒になって考えていくもんか、特に、これだけの投資をした建物ですので、来年の春ぐらいから観光客あたりは動き出しますので、その事前に、このリニューアルオープンの告知も含めた宣伝が必要となってくると思うんですね。

また、オープン近くになれば、メディアミックス、ラジオなり、テレビなり、そういった部分の周知も必要になるかと思うんですけども、その集客に向けた今後の計画について、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 鵜瀬議員の御質問にお答えします。

11月オープン、これを、ぜひできるようにということで、標準工期もございますけれども、そういった工期を設定したいと思っております。

そして、集客につきましては、当然のことながら、これは、やはり今後の壱岐の観光地のメイン、目玉になるわけでございます。温泉地もございますので、おっしゃるように、市、観光協会、あるいはもろもろの関係者、メディアを通じて、これは、もう宣伝していく。

当然、今から1年かけてこれをやっていくということで思っておりますし、具体的なことにつきましては、現在、まだ、頭にはございませんけれども、そういった壱岐全体でこれをPRしていくということをいたしたいと思っております。

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 観光客はやっぱり春先から動き出しますんで、旅行社、並びに各雑誌等も含めて、今回、壱岐の温泉をPRする絶好の機会と思うんですね。湯本温泉を含めた。

だから、早急に、やはり、その辺の戦略を持って宣伝していかないと、単なるそのときそのと

きの宣伝だけでいけば消化不良で終わると思うんですね。だから、ぜひ担当課の観光商工課も含めて、そして開発公社、あと関係団体も含めて、今後の壱岐全体の春先に向けた宣伝も兼ねながら温泉のPRをしていくという部分が必要になってくると思うんですね。だから、ぜひ今後、今までの宣伝の仕方じゃなくて、あらゆる手段を使って、戦略的に、ぜひしていただきたいということを申し添えておきますんで、その点はぜひ、よろしくお願いします。

議長（市山 繁君） 答弁要りませんね。

議員（13番 鵜瀬 和博君） はい。

議長（市山 繁君） ほかにありませんか。久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 今の鵜瀬議員に関連してですけど。

今まであの博物館ですね、それから原の辻遺跡の復元、そしてケーブルテレビ、当然、壱岐市の交流人口の増加の計画の中での、今度の壱岐島荘のリニューアルだと思うんですね。

これで、行政としてできる、目玉の博物館とかそういうところ、それから伝達するケーブルテレビで受け入れる一つの建物として、国民宿舎の改装というものがつながったわけですね。

そういう流れを最初から当然計画の中に盛り込まれてのリニューアルだったと思うんですけど、それにしては、二転三転したように、この設計とかですね、そういうものがもうひとつ、その思いがうまく機能してないように思えるわけですね。

まず、その点の反省の上に立って、で、今後の交流人口の増加につなげる計画も立てていただかないと、それこそ、みんなそろったけど思ったようにいかないということがあり得るのではないかと考えております。

ですから、なぜこのように二転三転したかっていう、国民宿舎壱岐島荘のリニューアルに取り組む、やはり、姿勢といいますか、そういうものが、例えば企画するところ、あるいは受ける設計の業者さん、そういうものの気合いもまた一致していなかったんではないかと思うわけです。

もう過ぎたことは仕方がないので、今度はこの一つのリニューアルを、当然最後の仕上げじゃないんですけど、そういう、ハード的な仕上げとして受けとめていただいて、それこそ、先ほど同僚議員が言いましたように、宣伝をぜひ、それこそ官民、力を合わせて効果的なことができるように企画をしていただきたいと思います。

まず第1点目の、やはり、気合いの一致っていうか、それがなかったんではないかという、私の今の意見に対しての市長の答弁を求めたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 確かに、本日に至るまで、大変事務的にも滞る面がございました。

設計関係につきましても見積もり誤り等々ございまして、議員おっしゃるように、やはり、その辺の厳しさ、気合いというものが足りなかったと思っておるところでありまして、この反省を

踏まえまして、今からの建築、そしてリニューアルオープン、そして観光客を受け入れるPR作戦、そして受け入れ体制等につきましては、オープンに向けまして今から着手をしていくというつもりであります。

そして、必ずや皆様方の御期待、市民の皆様方の御期待にこたえることができるような体制で臨みたいと思っております。

議長（市山 繁君） ほかにありませんか。久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） ぜひ、そしてその宣伝のほうは以前、茶谷、あればっかり出してあれなんですけど、茶谷プロデューサーの、最近ホームページ見てないんですけど、ホームページに今壱岐が紹介されているかどうか、まあ、今日帰って早速見たいと思うんですけど、やはり、福岡は、壱岐いき情報プラザができております。

職員も一生懸命頑張っておりますし、私たちもそれなりの協力をしていっておりますので、本当に、壱岐市の全力を傾注して、この国民宿舎壱岐島荘のリニューアルが、壱岐市活性化の第、まあ、1歩も2歩にもなるように、私たちも協力していきたいと思っております。

以上です。

議長（市山 繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑ありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第81号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 御異議なしと認めます。よって、議案第81号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、討論終わり、採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第81号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

以上で予定された議事は終了いたしました。この際お諮りいたします。今臨時会において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に一任されたいと思っておりますが、これに御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らいを決定いたしました。

・ ・

議長（市山 繁君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、平成23年第5回吉岐市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさんでした。

午前10時43分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 市山 繁

署名議員 中村出征雄

署名議員 鵜瀬 和博